

第 7 章 環境影響の総合的な評価

第7章 環境影響の総合的な評価

対象事業実施区域及びその周辺は、「横浜市都市計画マスタープラン戸塚区プラン 戸塚のまちづくり」（横浜市戸塚区役所・都市整備局 平成30年3月）において、「工業地区」・「内陸南部工業集積地域」に位置しており、産業集積を活かし、企業立地、操業環境の保全、機能更新・高度化を図るなどといった方針が掲げられています。また、横浜市は「ライフサイエンス都市横浜」を掲げ、ライフイノベーションの更なる推進に力を入れています。

本事業は、上記を踏まえ、創薬研究、開発研究等の新薬を生み出す先端的な研究を展開するための新たな研究所を建設することを目的としています。

本事業の計画建物は、研究所等の用途とした、建築物の高さ約31mの建物を計画しています。建設計画においては、周辺の街並みとの調和を図るとともに、近隣の皆様方がご利用いただける公園・緑地等を確保して、連続するまとまった緑の空間となるよう検討するなど、街の魅力向上に寄与する計画としています。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、温室効果ガス、生物多様性、廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、電波障害、日影（日照障害）、安全（火災・爆発、有害物漏洩、実験動物の逸走）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観の11項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、各項目において、国や横浜市が定めている基準を満足、または環境に著しい影響を及ぼさないなどと予測されました。さらに、環境の保全のための措置を講じ影響の回避や低減に努めます。

以上のことから、本事業の実施に伴う環境影響の総合的な評価としては、予測結果を踏まえ、計画段階や工事中、供用時に様々な環境の保全のための措置を講じることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者が実行可能な範囲内で環境に対する配慮が行われた計画であると評価します。

なお事業者としては、本事業の実施は、環境に著しい影響を及ぼさないと予測され、環境保全目標は達成され则认为るものの、そのうち、予測された影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目や、影響予測の不確実性が高いと考える環境影響評価項目等については、次章に示すとおり、事後調査を実施します。もし事後調査において、本事業の実施に起因する著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていく考えです。